

令和6年第5回住田町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和6年9月24日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第2号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第3号
子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号
住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第5号
令和6年度住田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第6号
令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第7号
令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第8号
令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第9号
令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第10号
岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第11号
損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第12号
教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号
教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 4 認定第 1 号
令和 5 年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 5 認定第 2 号
令和 5 年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 6 認定第 3 号
令和 5 年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 7 認定第 4 号
令和 5 年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 8 認定第 5 号
令和 5 年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 9 認定第 6 号
令和 5 年度住田町下水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 2 0 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君

9番 菊池 孝君

10番 高橋 靖君

11番 水野 正勝君

12番 佐々木 春一君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神田 謙一君 教育 長 松高 正俊君

副町長 小向 正悟君 総務課長
兼選挙管理 横澤 広幸君
委員会書記長

住民税務課長兼 鈴木 絹子君 企画財政課長 高萩 政之君
会計管理者

保健福祉課長 千葉 英彦君 建設課長 佐々木 淳一君
兼地域包括支 援センター長

農政商工課長兼 菊田 賢一君 林政課長 佐々木 暁文君
農業委員会 事務局長

教育次長 多田 裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野 享一 係 長 高橋 京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎日程第1 議案第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、公益信託制度の改革により、税制上の措置として寄附金税額控除の対象に公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に係る寄附金を追加するなど、所要の改正をしようとするものです。

それでは、新旧対照表により説明いたします。

1ページ、第37条7は、文言の整理と、所得税法の改正に伴う法律の引用条文のずれの改正と、公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄附金を税額控除の対象とするための所要の改正をしようとするものです。

第56条は、私立学校法の改正に伴う法律の引用条文のずれの改正をしようとするものです。

2ページ、制定附則です。

第4条の2は公益信託への贈与に係る取扱いについて、地方税法に所要の規定の整備が行われ、条例での規定が不要になったため、条文を削除しようとする改正です。

3ページ、別表第34条の7関係の改正は、第34条の7第1項第1号ケの控除の対象となる寄附金を町内に主たる事務所を有する公益信託の受託者に対するものとしようとする改正です。

改正附則です。

第1条、施行日を定めようとするもので、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものです。ただし公益信託に係る改正は令和7年1月1日としようとするものです。

第2条、経過措置を定めようとするもので、令和7年1月1日の改正の所得税法の施行後において、特定公益信託の信託財産とするために支出しようとする金額を、従前のおり税額控除の対象にしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証を廃止することにより、所要の改正をしようとするものです。

それでは、新旧対照表により説明いたします。

第8条は、国民健康保険法の改正に伴う引用条文のずれを改正し、被保険者証に係る文言を削除しようとする改正です。

附則です。

第1条は、施行期日を定めようとするもので、この条例は令和6年12月2日に施行しようとするものです。

第2条は、経過措置を定めようとするもので、この条例は施行日以降の行為について適用し、施行日前については、従前の例にしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第3号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第3号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、マイナンバーカードを利用した健康保険の資格情報の確認が可能になったことから、事務処理の変更等、その他所要の改正をしようとするものです。

それでは新旧対照表により説明いたします。

1 ページ、第2条は、第8号、保険証の定義を削除し、以下号を繰り上げ、第10号を第9号とし、健康保険法の改正により、法律の引用を削除しようとする改正です。

第5条は、医療費支給申請書を、療養費支給申請書と改正し、文言を整理をしようとする改正です。

2 ページ、第9条は、保険証の文言を削除しようとする改正です。

附則です。

第1項は、施行日を定めようとするもので、この条例は令和6年12月2日に施行しようとするものです。

第2項は、経過措置を定めようとするもので、施行日前の受療等は従前の例にしようとする

るものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、議案第4号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第4号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、マイナンバーカードを利用した保険証の健康保険の資格情報の確認が可能になったことから、事務処理の変更等その他所要の改正をしようとするものです。

それでは、新旧対照表により説明いたします。

1 ページ、第 2 条は、第 3 号保険証の定義を削除し、以下号を繰り上げ、第 5 号を第 4 号とし、健康保険法の改正により、法律の引用を削除しようとする改正です。第 4 条は法律等の表記を整理しようとする改正です。

2 ページ、第 11 条は、保険証の文言を削除しようとする改正です。

附則です。

第 1 項は、施行日を定めようとするもので、この条例は令和 6 年 12 月 2 日に施行しようとするものです。

第 2 項は、経過措置を定めようとするもので、施行日前の受療等は従前の例にしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第 4 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 4 号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第5号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第5号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,232万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億1,928万3,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

10款地方交付税2億2,549万8,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。

14款国庫支出金108万8,000円の増は、子ども・子育て支援事業費補助金の増によるものであります。

15款県支出金82万5,000円の増は、地域経営推進費の増によるものであります。

18款繰入金2億9,294万3,000円の減は、財政調整基金繰入金2億9,408万4,000円の減が主なものであります。

19款繰越金9,785万2,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

1款議会費18万5,000円の増は、職員人件費の増によるものであります。

2款総務費1,219万4,000円の増は、世田米駅第1町有住宅解体工事費の増が主なものであります。

3款民生費349万4,000円の減は、職員人件費の減が主なものであります。

4 款衛生費 1 3 万 5, 0 0 0 円の増は、職員人件費の増によるものであります。

6 款農林業費 1, 1 7 4 万 6, 0 0 0 円の増は、花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金の増が主なものであります。

7 款商工費 6 5 万 9, 0 0 0 円の増は、事業承継支援業務委託料の計上が主なものであります。

8 款土木費 1 1 1 万 2, 0 0 0 円の増は、職員人件費の増によるものであります。

1 0 款教育費 6 4 8 万 3, 0 0 0 円の増は、埋蔵文化財発掘調査委託料の増が主なものであります。

1 2 款公債費 3 3 0 万円の増は、過疎対策事業債、繰上償還分の計上によるものであります。

次に、債務負担行為の補正を第 2 表により御説明いたします。

5 ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

大船渡住田線運行費補助金を追加しようとするもので、期間は令和 7 年度、限度額は 4 2 3 万 3, 0 0 0 円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2 番、荻原 勝君。

○2 番（荻原 勝君） 5 ページ、大船渡住田線運行費補助金について伺います。

一般質問でも同様の質問をいたしました。予算化されて答弁もしやすくなったと思いますので、もう一度伺いたいと思います。町の公共交通にとって重大な変化があるので詳しい説明を伺いたいと思います。

大船渡市側の考え方はどうなのか。また、この動きは、現在策定中の地域公共交通計画の中でも扱われていくのか、1 点目を伺います。

それから 2 点目、1 0 ページ、2 款総務費の 6 目企画費の中の委託料、2 4 0 万円まちづくり応援寄附推進業務委託料について伺います。

どのような内容のもので、どこに委託しているのか。決まっているのでしたら伺いたいと思います。

3 点目、1 2 ページ、6 款農林業費の 2 目林業振興費の中の 1 8 節負担金、補助金及び交

付金、花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金1,000万円について伺います。

これは花粉の少ない杉の植林面積拡大のかなんかと思っておりますと、違う関係の補助金だというふうに伺っております。どのような具体的な内容なのか伺いたしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 私のほうからは1点目の大船渡住田線の大船渡の側の考え方はと、地域公共交通計画への掲載ということでお答えさせていただきます。

この大船渡住田線の運行費補助金でございますけれども、大船渡と連携し、共同で行うものとなっております。大船渡市も同様に予算措置をするものでございます。

あと、大船渡住田線ですけれども、地域公共交通計画では重要な路線バスと考えて、計画の中で検討すべきものと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは2点目のまちづくり応援寄附推進業務委託料についてお答えいたします。

御質問の1点目のこの委託の内容ですけれども、大きく3点の内容を予定しております。1点目がポータルサイトの管理ということで、現在五つのポータルサイトで寄附金を集めておりますけれども、そのサイトによってその内容のばらつきがあったりですとか、それからPRの仕方も町直営でやってるものですので、専門業者さんの知見を持ってブラッシュアップを図りたいと考えておまして、まず1点目がポータルサイトの管理です。

それから大きな2点目が返礼品の開発のコンサルティングでございます。現在80品目ほど返礼品として登録をしておりますが、なかなか毎年新規のものというのがなかなか出てこないような状況になっておりますので、ここを専門業者さんの知見を持って開発をお願いしたいと考えております。

それから3点目が返礼品の発送管理等々の管理業務でございます。申込みを受けた返礼品の発送を各業者さんに発注をかけていただく。そのほか各種のポータルサイトからの支払いですとかそういった業務を一括で請け負っていただくといったような大きく3点を予定しております。

それから、委託先についてですが、発注行為はまだ行っておりませんで、この予算が成立した段階で早急に発注したいというふうに考えておまして、現在水面下で調整をしているところでございますので、委託先については現時点では答弁は控えさせていただきたいとい

うふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうから3点目でございます。花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

当該補助金につきましては、国が推進いたします花粉症対策の一つといたしまして令和6年度に新たに創設した事業でございます。具体といたしましては、町内の林業事業体等がですね、花粉の発生源対策に資するような形で、施設ですとか、あるいは機械設備を導入しようとする場合に補助対象経費の上限を1,000万とする中で2分の1の補助金を交付しようとする内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） よろしいですか。

荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では1点目から伺います。

大船渡と一体となってということですが、町の負担を抑えるためにも、国からの支援を受けるための利便増進実施計画の策定をするという答弁も一般質問の中でですね、ありましたけれども、今後どのように進めていく考えか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 現在、地域公共交通計画を策定しておりますので、それと同時進行として、利便増進実施計画の策定も検討しているものでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） これも一般質問で伺った内容ですけども、事業が明らかになってきているので、もう一度伺いたいと思います。

大船渡市と協定している定住自立圏の中に、公共交通という言葉があるんですけども、今まで実働しておりませんでした。大船渡住田線の存続支援、利用促進などで活用できる取組を始めるということなんですけれども、具体的にはどのような内容なのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 現在検討しているものにつきましては、今回補正に出してお

ります大船渡住田線の運行事業について検討しているものでございますが、掲載についてはまだ検討中でございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点目、ふるさと納税のブラッシュアップということですが、その中で、ポータルサイト、返礼品発注管理というようなことを3点伺いました。その中で、返礼品の掘り起こしということがあると思うんですけども、いろいろと伺いますと、現在のところ、お肉とお米、これが返礼品の主なものだというふうに伺っております。

そのほかの分野でですね、どのようなものを広げていく考えなのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいま御質問をいただきましたとおり、本町のふるさと納税の返礼品としてはお肉類、それからお米、そういったものが返礼品としては上位に来ております。今後の開発の展開方法なんですけれども、委託業者さんに発注をいたしましたらば、協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。我々が考えているもの以外にも、もしかしたら専門業者さんの目でこの町内見ていただくと、こういうものが返礼品にもできるんだというものがあると思いますので、あまり先入観というか、そういうものを持たずに、いろいろ自由な発想で広く返礼品の開発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 私も一般質問でも質問しましたけれども、住田町っていうこの地域がですね、非常にアクティブな観光にも適しているというようなこともありますので、そういう方面、それから何ていうんですかね、宮沢賢治とか、それから栗木鉄山とか、そういうような文芸的なこととか、文化的なことも町内には誇れることがありますので、そういう関連からやったらいいのではないかなというふうに思います。

それでは、3点目。

○議長（佐々木春一君） 答弁要らない。

○2番（荻原 勝君） はい。

林業についてですね、花粉の少ない森林への転換ということですが、これ、森林環境譲与税との関係、この辺についてはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 当該補助金と森林環境譲与税の関係でございますが、この補助制度、令和6年度に創設させていただいたということで答弁申し上げましたけども、当然その創設段階、検討段階からですね、森林環境譲与税という部分を財源として見込んだ中での制度設計という形になってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 2点伺います。1点目については、今2番議員のほうから話があった12ページの林業振興費の中の花粉の少ない杉の関係なんですけども、話は、内容は分かりましたけども、そうすると今後は住田町は杉の植林についてはこの方法でいきますよということなのかどうかの確認をしたいのが1点目。

それから二つ目については、13ページの10款の3の文化財保護費の埋蔵文化財発掘調査委託料の分について伺いたいと思います。中段にありますけども、それをお願いしたいんですが。

一応発掘等が終わってですね、現場等のあれがあるってことなんですけども、結果はどのような形になったのかと含めてですね、今後県の発表等があるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も含めた部分の見通しをお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうから1点目でございます。今後の杉植林の方向性という御質問かというふうに承ったところでございます。

基本的にはですね、まずは町有林などで率先してですね、花粉の少ないような杉の植林等々を進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。そういった取組を踏まえまして私有林のほうにもですね、そういった動きというのを今後拡大していければいいのかなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 埋蔵文化財の発掘調査委託料についてお答えをいたします。

埋蔵文化財の発掘調査につきましては、五葉中塚地区で発掘調査を行っているわけですが、当初想定していたものよりもかなり遺物の数が増えておりまして、それで

今般の補正予算としたわけでございます。現在ほぼ終了、大詰めを迎えまして、終了の段階でございますけれども、契約そのものは3月までとなっております。ただ今後の開発に影響のないようにしたいと考えております。

なお、令和7年度につきましては、室内整理ということで出てきた異物を整理して調査するという段階、それから令和8年度につきましては、それを報告書として整理して発表するというふうな形で今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 杉花粉症対策の一環としてこのような形の動きがあるわけなんです、具体的にね、今まで杉の苗でもカラマツの苗でもきちっと補助を出したりしながらやってるんですが、そういう部分の差というのかな、要するにこういうふうにやりたいんだったらそっちの部分を大きくしようとか、そんなことは考えているのかというあたりです。要するに、進めようとしている部分はどこまでなのかということで確認したい。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 今後その杉、花粉の少ない杉の植林等々を進めたいというような意向がですね、森林所有者さんの方々等々から示されればのことは、現状とすれば、F S C補助金の関係等々の枠組みの中で支援をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 森林整備等に係って、今回は町有林等から云々ということはありませんけれども、植林ね、このぐらゐの特定のね、杉花粉症に特化するような形の補助の出し方等々については、住田の町の杉というような観点からいえばね、私はまだその方向がちゃんとしてないんじゃないかというふうに思います。要するに、この方向で住田の杉は、杉花粉症の少ないものに完全に切り替えていくよということを強く出すのであれば、それなりの部分の苗のことから何からについてね、やはりもっともっと考えていくべきなのかなというふうに思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 議員おっしゃるとおりなのかなというふうに捉えているところでございます。そういった中でやはり供給体制という部分も重要な要素になってくるかと思

います。今回ですね、この花粉の少ない補助金の関係等々でもですね、苗木生産基盤施設の整備ということで、1件ではございますけども、補助もさせていただくことにしております。そういった中でその供給体制も強化する中でですね、そういった花粉の少ない苗木の拡大といいますか、そういった部分に取り組んでいければいいのかなというふうに捉えているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） いずれ山ですんで、地元の苗を使いながら、山づくりをしたいなというふうに思いながら聞いてみました。

二つ目です。埋蔵文化財に関わっては、あそこを今回発掘調査させるのはそれなりの目的があってやってるんですが、この後の部分の分がね、いつまでも町としてね、文化財をどう保護するかも大切なことなんですけど、やはりこの後、あその部分についてはこうなんだというあたりがですね、きちんと示されればいいのかというふうに思っただけの質問だったんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 今後につきましては林政課、それから農政課等と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） もう既に終盤という中でではですね、やはりこういうふうな大きな動きの中では今から相談するんじゃないかと、これこれこのぐらいまでにはこうしたいというふうがあればもっといいのかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 言葉足らずで恐縮でございました、失礼しました。従前より林政課、農政課、それから総務課等とは、協議を進めながら進めているところでございます。今後もそのように進めまして、事業に支障のないように進めたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 確認なんですけど、5ページの期間。期間が令和7年度から令和7年

度までであるとなっておりますが、これでよろしいでしょうか。

○議長（佐々木春一君） すいません、何ページの何の項目。

○3番（佐々木初雄君） 5ページって言いました。5ページの期間。令和7年度から令和7年度までとありますが、これでよろしいんでしょうかという確認をしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 第2表の債務負担行為につきましては、本来であれば令和7年度の予算が成立した後にしか契約等のですね、債務負担行為ができないところを本年度中に令和7年度の予算を執行する債務負担行為を起こそうとするものでございますので、令和7年度に予算を執行しようとする補助金、こちらを令和6年度中に債務負担行為をしたいということで今回この第2表に掲載しているものでございますので、この表記で誤りございません。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは質問させていただきます。

まず1点目は、10ページのですね、歳出、2款総務費、1項総務管理費の18節になりますが、入札参加資格申請受付システムについてお伺いをいたします。

今までこの電子入札も含めまして提案をさせていただいておりますが、今回気仙3市町で、入札参加資格申請受付を共同で行うと、令和7年2月より行うという報道もありました。この共同の受付窓口の組織はこれは新たに設けるのか、あるいは各市町から職員を派遣するのかお伺いをいたします。

2点目です。12ページ、先ほどからの上の方の花粉の少ない森林への転換ということで質問がありますが、私のほうからはこの花粉の少ない杉は従来比でどのくらい花粉の量というのが少ないのか。また苗木の価格は従来一般の杉の苗と花粉の少ない杉苗で、どのくらい違いがあるのか、価格的にどうなのか、お伺いをいたします。

3点目は、埋蔵文化財の先ほども質問がありましたが、これは確認でございますが、いずれ現在やってる埋文調査の後にいろんなその計画が控えているということで、これは計画そのものにも関わることでございますでしょうかから、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。これは要望をしておきます。質問まず2点ということでお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは1点目の入札参加資格申請受付システム共同利用負担金についてお答えいたします。

その受付窓口が3市町の共同なのか、個別なのかというような御質問でございましたが、まず入札参加資格審査申請そのものについては、今回開発しようとするシステムのサーバーのほうで一括で受付をいたします。今回システムを整備することによってまだ2市1町の考え方っていうのはまだ正確には決まっておきませんが、本町といたしましては、これまで受け付けていた紙の申請というものは一切廃止したいというふうに考えておりますので、例えばそのシステムの使い方等々で疑義があった場合にはそのシステムのベンダーさんのほうでヘルプデスク設けておりますので、そこに問い合わせいただければ結構ですし、場合によっては各市町の入札担当課のほうに問合せが来ると思うので、それについては個別に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） よろしいですか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

（発言する者あり）

○議長（佐々木春一君） 1回目答弁。

〔「まだいける」と言う人あり〕

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうから2点目でございます。従来苗と、あとは少花粉の関係の部分での飛散量等との比較という部分、あるいは価格等々の部分というところがございますが、ちょっと現状そういったところでの根拠となるような資料をちょっと持ち合わせておりませんので、飛散量の部分はちょっと確認が現状できていないところがございます。苗木の価格につきましてはちょっと若干お時間をいただいてですね、改めて答弁させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 入札参加資格の件から参りますが、そうしますとサーバーさんのほうに1回受付をしてもらうということです。まずこれは新しい試みでもありますから、まず町内の業者さんへの説明というものは十分にまずなされるということ、町内外と申さなければ、と思います。

それから入札参加資格申請をやった後に入札があるわけですが、この電子入札につきまし

でも、大船渡市では来年の1月から行うというふうにしてはおりますが、町ではこの電子入札というのをいつ頃から行うのか、その対象というのは、例えば建設工事、設計業務を含む建設関連、物品購入とか、そういうふうな対象まで想定しているのかお伺いをいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 初めに町内の事業者さんへの説明に関してですけれども、今回導入しようとするシステムは岩手県ですとか、あるいは盛岡広域、県南広域でも導入しているものと同じシステムを導入する予定となっております。ですので、例えば県の入札に参加されてる業者さんについては操作方法は同じですので、特段戸惑うことはないのかなとは思いますが、そういった県の入札等々に参加した経験のない業者さんについては、説明会等を開いて対応してまいりたいというふうに考えております。

それから電子入札の件ですけれども、今回システムは大船渡市、陸前高田市、住田町で共同で入れさせていただきますが、電子入札に関しましてはまだ足並みはそろっていない状況です。本町といたしましては、現在の入札の状況ですとか、そういったところをちょっと勘案しながら、あと大船渡市さんで導入したその状況なども様子を聞きながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） この電子入札参加あるいは電子入札っていうのは、今、町のほうでも国でも進めているDXに関わる重要なことだと私は思っております、町外から来られる参加者もおります。そういう方々にとっては非常に手間も省けますし、町の職員にとっても、そういう面ではいいシステムなのかなということで思いますので、ぜひ電子入札のほうまで行っていただけるように希望をしておきます。

それから花粉の少ない森林の件でございますが、町内での供給体制というのは、今後どういうふうに考えて持っていくお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 少花粉苗の供給体制という部分でございますが、町内のほうにも苗木業者さんいらっしゃいます。そういうところと連絡調整を図りながらですね、苗木の確保を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、町内の苗木の業者さんではまだ花粉の少ない杉の苗というのは生産をしていないということなんですか。今後はそういう方々への苗木の供給するのは、これは供給される場所が決まっているわけなんですか、どういうふうな形で供給していただくかということを考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 既にですね、町内の業者さんの中でもですね、少花粉苗の部分の生産っていうのは量はまだ少ないわけではございますけども始まっている現状でございます。そういった中で、町有林にあってはですね、この秋の植栽の部分でそういった苗木の活用というのを図ってまいりたいということで現在予定しているところでございます。以上であります。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第6号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第6号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,486万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,665万7,000円とするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

初めに歳入について説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2. 歳入を御覧ください。

5款繰入金395万4,000円の減は、国民健康保険財政調整基金繰入金の減によるものです。

6款繰越金7,882万1,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出を御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金7,486万7,000円の増は、一般被保険者医療給付費分納付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決

します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第7号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第7号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、保健事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,413万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億3,230万4,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を、4ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

4ページをお開きください。

まず歳入について御説明いたします。なお詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2.歳入を御覧ください。

7款繰入金2,253万5,000円の減は、介護給付費準備基金繰入金の減によるものです。

8款繰越金5,667万円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3.歳出を御覧ください。

2款保険給付費、3款財政安定化基金拠出金は、財源組替えによるものです。

4款基金積立金881万9,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増によるものです。

5款地域支援事業は、財源組替えによるもの。

7款諸支出金2,531万6,000円の増は、償還金の増によるものです。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ113万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ365万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を12ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお詳細は14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2.歳入を御覧ください。

2、繰越金113万1,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に歳出について御説明いたします。詳細は、14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3.歳出を御覧ください。

1款サービス事業費113万1,000円の増は、一般会計繰出金の増が主なものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第8号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,699万7,000円にしようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

初めに歳入について説明いたします。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2. 歳入を御覧ください。

4款繰越金32万7,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に歳出について説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出を御覧ください。

3款諸支出金32万7,000円の増は、保険料還付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第9号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第9号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の収入の予定額の補正は、既決予定額に183万2,000円を増額しようとするものであります。

支出の予定額の補正は、既決予定額に183万2,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入の増額補正は、1款1項2目受託工事収益を183万2,000円増額するものであります。

支出の増額補正は、1款1項3目受託工事費の工事請負費を183万2,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証の廃止をすることにより関係事務を変更するほか、負担金の算定に係る基準日を変更する協議の議決を求めるものです。

それでは2枚目、別紙を御覧ください。

対照表により説明いたします。

第1表は、被保険者証及び資格証を資格確認書としようとする改正です。

別表第2は、共通経費の負担金の算定基準日を当該年度の10月1日からを前年の9月30日にしようとする改正です。

附則です。

第1項は、施行日を定めようとするもので、この規約は令和6年12月2日に施行しようとするものです。

第2項は、経過措置を定めようとするもので、別表第2の改正は、令和7年度の負担金負担から適用し、令和6年度以前は従前の例にしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し

議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 1 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第 1 1 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて御説明いたします。

今回の損害賠償事件は、令和 6 年 8 月 1 3 日、住田町下有住字十文字地内において、国道 3 4 0 号側から町道十文字新切線に侵入し、萬福寺方面に向かって走行中の車両が横断側溝のグレーチングを通過する際に、コンクリート側溝の一部が破損していた影響によりグレーチングが跳ね上がり、車両のオイルパンに損傷を与えたものであります。

和解及び損害賠償の相手方は、住所、岩手県気仙郡住田町上有住字二反田 2 6 番地 1、氏名、水野建設株式会社様であります。

和解の内容は、対物事故による損害を賠償し、当事者は共にいかなる事由が発生しても、本件に関しては異議を申し立てないとするものであります。

損害賠償の額は 1 0 万 5, 1 1 6 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（佐々木春一君） 林政課長より、先ほどの6番村上議員の質問に対し、保留した答弁の申出がありましたので、これを許します。

林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうから、一般的な杉苗とですね、あとは少花粉の杉苗における部分での花粉の飛散量あるいは苗木の価格の状況等々についてお答えを申し上げます。

初めにですね、花粉の飛散量ということでございますが、こちらにつきましては、岩手県の林業技術センターの部分で発しておられる内容によりますと、一般的な杉苗と比較して半分程度まで飛散量は減少するというようなところが示されているところでございます。苗木の価格につきましては約3割程度金額が高くなるというような状況でございます。

以上でございます。

◎日程第12 議案第12号

○議長（佐々木春一君） 日程第12、議案第12号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第12号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて御説明をいたします。

現教育長、松高正俊氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるものでありますが、松高氏の再度の任命に関し議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和6年10月1日からの3年となります。

松高氏につきましては、既に皆様御承知のとおり、小中学校の教員として、長年にわたり、学校教育の現場に従事され、世田米中学校及び大船渡市立第一中学校で校長を務められました。

また、この間には大船渡市教育委員会事務局において学校教育課長、教育研究所長などを務められ、地方教育行政に対する深い識見をお持ちであります。

教育長としては、令和3年から務めていただいております。

このように、経歴、人物、識見とも申し分なく、教育長として適任の方でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いするものであります。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第12号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（佐々木春一君） 日程第13、議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて御説明をいたします。

現教育委員、畠山優子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となり、御退任の意向であります。

畠山氏におかれましては、平成29年3月13日から2期約7年間、本町の教育行政の発展に御尽力をいただき、ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

後任の委員といたしましては、佐藤真由美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、世田米字上日向にお住まいで、現在46歳であります。岩手県立高田高等学校を御卒業後、平成9年4月より民間会社にお勤めされ、その後、調理師資格を取得し、管内保育園で調理師をされた後、令和6年4月より管内の小学校において教育支援員をされております。

学校教育にも積極的に参加され、令和3年4月から1年間は世田米小学校PTA会長を務められ、令和5年4月からは、世田米中学校バレーボール部育成会副会長、同じく世田米中学校、カガリ地区会長を務められております。地域活動にも積極的に参加されており、学校

教育から生涯学習分野まで、豊富な知識と経験を有していらっしゃいます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものと規定されており、佐藤氏はまさに適任であります。本町教育行政に対し、貴重な御提言をいただけるものと期待しているところでございますので、任命に当たり、議員各位の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第13号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第14～日程第19 認定第1号～認定第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第14、認定第1号 令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について、日程第19、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、佐々木信一君。

○決算審査特別委員会委員長（佐々木信一君） 令和6年9月13日、本委員会に付託されました令和5年度住田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び令和5年度簡易水道並びに下水道事業会計の決算の審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、9月13日の本会議において設置され、委員長に私、佐々木信一、副委員長に高橋 靖くんが選出されました。審査年月日及び審査の結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

審査の概要ですが、神田町政が掲げる医・食・住の充実を柱に、総合計画の4年目として、医療環境の充実、農林商工業の振興、移住定住の促進、子育て環境の充実、昭和橋架替事業の推進など、計画された予算がその趣旨と目的に沿い、適切、効果的に執行されたか、町民福祉の向上が図られたかを観点に審査が行われました。

令和5年度一般会計の決算規模は、歳入額52億9,920万7,230円で、うち地方交付税や国庫支出金、県支出金などの比率が高く、町税などの自主財源比率は21.66%と低くなっています。歳出額51億6,441万2,419円であり、主なものとしては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業2,313万円、仕事・学びの場創出事業1,121万円、使って応援住田チケット事業3,759万円、滝観洞観光センター受付棟新築事業1億3,637万円、中学校統合に向けたスクールバス整備事業1,696万円、子育て世帯生活支援事業438万円、コミュニティバス運行事業2,160万円など諸政策が実施されたことにより、新型コロナウイルス感染症、物価高騰の影響を受けた町民や子育て世帯への支援対策など、町内事業者の経済活動が活性化されたことは、評価されるものであります。

次に、国民健康保険特別会計の歳入決算額は7億4,222万4,123円で、歳出決算額が6億6,340万1,545円です。財源の確保と、町民が安心して医療が受けられる

体制の維持が必要です。

次に、介護保険特別会計歳入決算額は9億9,793万9,155円で、歳出決算額は9億4,162万6,812円で、今後利用者の増加が見込まれることから、関係事業者との連携が必要です。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は、7,922万6,297円で、歳出額決算は7,869万9,509円で、高齢者の健康維持や医療費の負担軽減が望めます。

次に、住田町簡易水道事業並びに下水道事業会計では、公営企業会計に移行し、いずれの事業も人口減少や水需要の減少により、収入の改善は難しい中、適切な施設の維持管理や経営努力による効率的な事業運営と効果的な住民サービスが提供されることを望みます。

3日間の決算審査では、一般会計、特別会計、事業会計の歳入歳出全般に多くの質疑がなされました。

審査の結果、令和5年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算に事業系会計歳入歳出決算は、9月19日に採決が行われ、賛成多数で決定することにしました。

以上、審査に当たられました各委員並びに町当局各行政委員会の皆様の御協力に感謝申し上げます、決算特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 7番、阿部祐一であります。令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、介護保険、後期高齢者の各特別会計決算及び簡易水道、下水道の事業会計の決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行され、町民の暮らし方や働き方も徐々に正常に戻りつつ進んでまいりました。神田町政の令和5年度の施政方針演述では、総合計画の重点施策、医・食・住の分野に取り組み、コロナ禍の先にある新しい時代に適合した町政に向けて、新しい発想と視点を持って施策を着実に進め、創造していくとしておりました。

賛成する理由は、新型コロナウイルス感染症対策として、関係機関と連携を深めながら、町民が安心して接種を受ける体制を実施してきたことです。

次に、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻による原油の高騰による燃料や肥料など諸物価の値上がりがありました。日常生活に大きな影響を受ける中で、商工会を中心に、使って応援住田チケット「すみチケ23」と、「すみチケ+1」のプレミアム商品券を2度にわたり発行し、町民はもとより、町内の幅広い事業者に支援を行い、地元消費の喚起を促しました。

次に、産業振興においては、滝観洞観光センター受付棟の完成により、観光客の誘客が図られ、新たな観光拠点となっていること、仕事・学びの場創出事業では、イコウェルすみを拠点に、プロジェクトマネジャーを配置し、関係人口の拡大に努めたことであります。

農業振興では、飼料米生産拡大事業補助金やニューファーマー支援事業交付金など農業の担い手対策に力を入れてまいりました。

林業振興では、森林経営管理制度の推進に向け、大股地区において、森林所有者の意向調査や、航空レーザー測量による森林資源解析を行い、今後の林業発展のための基礎情報の収集に努めてまいりました。

教育分野においては、世田米・有住中学校の統合に向けた新設住田中学校への取組や、住田高校においては、地域創造学の取組などが行われました。住田高校の存続に向けて、地域みらい入学者2名や28名の入学者を確保したことは、大いに成果に値するものでございます。

決算審査においては、行政は自治体の原点に返り、住民との約束を守ることや、住民の福祉と福祉の増進という自治体本来の役割を果たすことが大切であり、住民が主人公という地方自治の立場に立った町政に取り組むことが成果につながるものと捉えられました。本町のような小規模自治体は、住民生活を守る事業サービスを優先しながら、基盤となる地域経済の発展のために、産業振興に力を注ぐべきと捉えるものであります。

人口減少に対応したまちづくり、地域づくりには、人材、資源、技術を生かしつつ、助け合う協働のまち、共生のまちづくりがますます大切であることを申し添えて、賛成討論いたします。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号 令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

◎日程第20 議員派遣の件

○議長（佐々木春一君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第5回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員